

## 函館市鳥獣飼養登録事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第6号）第2条の規定により、函館市が処理することとされた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）に基づく鳥獣の飼養の登録に関する事務について、法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。）および函館市手数料条例（平成12年3月28日函館市条例第12号。以下「手数料条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(鳥獣の飼養登録の申請等)

第2条 法第19条第2項の規定による鳥獣の飼養の登録（以下「登録」という。）の申請をしようとする者は、「鳥獣飼養登録申請書（別紙第1号様式）」に、登録しようとする鳥獣に係る法第9条第1項の許可に係る許可証（法第9条第14項の規定による同条第1項の許可を要しない鳥獣の登録にあつては、関係法令に基づく当該鳥獣の捕獲の許可等に関する書類）の写しおよび納入通知書兼領収書（ただし、手数料条例に定める手数料を納付済のもの）を添えて市長に申請しなければならない。

2 法第19条第5項の規定による登録の有効期間の更新（以下「更新」という。）の申請をしようとする者は、「鳥獣飼養登録更新申請書（別紙第2号様式）」に、現に登録している鳥獣の登録票および納入通知書兼領収書（ただし、手数料条例に定める手数料を納付済のもの）を添えて、市長に申請しなければならない。

3 前項の更新の申請は、原則として、現に受けている登録の有効期間が満了する日の2週間前までに行わなければならない。

(登録票の交付)

第3条 市長は、前条第1項の登録または第2項の更新の申請があったときは、その内容の審査および実情の調査を行い、相当と認めるときは登録しまたは更新をし、申請者に対し次に掲げる登録票を交付するものとする。

(1) 鳥類に係る登録票

ア 申請者が保有する登録票（以下「登録票」という。）

イ 鳥類に装着する足環状の登録票（以下「装着登録票」という。）

なお、装着登録票には、次に掲げる順序により組み合わせた登録番号および「可」の極印を打刻するものとする。

- (ア) 市町村コード（別表第2）
- (イ) 鳥の種類に対応する登録の区分（別表第1）
- (ウ) 登録順を表す番号

(2) 哺乳類に係る登録票

ア 保有登録票

イ おりその他容器に掲示する登録票（以下「掲示登録票」という。）

2 市長は、装着登録票を交付したときは、前条の申請者またはその者から委任された者に対し、別表第1の登録の区分のAからFまでに該当する鳥類にあつては登録申請手続窓口において、それ以外の鳥類にあつては飼養する場所において、当該登録票を鳥の脚の脱落しない部位に装着させるものとする。

3 市長は、鳥類の登録に係る登録票の交付に当たっては、前項の装着登録票の鳥への装着を確認した後に、保有登録票を申請者に交付するものとする。

（登録票の再交付）

第4条 法第19条第6項の規定による登録票の再交付の申請をしようとする者は、「再交付申請書・住所等変更届出書・亡失届出書（別紙第3号様式。）」に納入通知書兼領収書（ただし、手数料条例に定める手数料を納付済のもの）を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、保有登録票または掲示登録票の再交付の申請があつた場合は、再交付の事由の審査および実情の調査を行い適当と認めるときは、「再交付」と明記した登録票を申請者に交付するものとする。

3 市長は、既に交付を受けている汚損または毀損した装着登録票の再交付の申請があつた場合は、汚損または毀損した登録票を継続して装着することによって支障が生じると認められる場合に限り、新たな登録票を申請者に交付するものとし、装着している登録票の取外しを再交付の申請者またはその者から委任された者に前条第2項の規定による場所で行わせ、取り外した登録票は、適切な方法により廃棄するものとする。

4 市長は、既に交付を受けている破損した装着登録票の再交付の申請があつた場合は、当該登録票の破損等の事由等を調査し、破損の状態等を確認し、現に登録されている鳥獣であることが認められた場合に限り、新たな登録票を申請者に交付するものとする。

5 前2項の規定は、第2条第2項の規定による更新や登録票の交付について準用する。

(住所等変更の届出)

第5条 登録票の交付を受けた者は、住所または氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）を変更したときは、施行規則第20条第5項の規定に基づき、「再交付申請書・住所等変更届出書・亡失届出書（別紙第3号様式）」に登録票を添えて、2週間以内に市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により提出のあった登録票について、必要事項を記載の上、その届出をした者に返還するものとする。

(登録票の亡失の届出)

第6条 登録票の交付を受けた者は、当該登録票を亡失したときは、施行規則第20条第6項の規定に基づき、「再交付申請書・住所等変更届出書・亡失届出書（別紙第3号様式）」を遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、第4条第1項の規定による登録票の再交付の申請をした場合は、この限りでない。

(登録鳥獣の譲受け等の届出)

第7条 登録鳥獣を譲受けまたは引受けをした者は、法第20条第3項の規定に基づき、「登録鳥獣の譲受等届出書（別紙第4号様式）」に譲受けまたは引受けした鳥獣に係る登録票を添えて、譲受けまたは引受けをした日から起算して30日を経過する日までの間に、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定により提出のあった登録票については、第5条第2項の規定を準用する。

(死亡等の届出)

第8条 登録票の交付を受けた者が死亡したときまたはその者の所在が1箇月以上不明となったときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条の規定による届出の義務を有する者は、「鳥獣飼養登録者死亡等届出書（別紙第5号様式）」に登録票を添えて、その事実を知った日から2週間以内に市長に届出なければならない。

(登録票の返納)

第9条 登録票の交付を受けた者は、登録鳥獣を飼養しないこととなったときは、当該登録票を市長に返納しなければならない。

2 登録票の交付を受けた者は、第4条第2項の規定により登録票の再交付を受けた後において、亡失した登録票を発見し、または回復したときは、当該登録票を市長に返納しなければならない。

3 第11条第2項の規定により登録を取り消された者は、登録票を速やかに市長に返納しなければならない。

4 第1項および第2項の規定による登録票の返納は、法第21条第1項の規定に基づき、返納事由が発生した日から起算して30日を経過する日までの間に行わなければならない。

(台帳の整備)

第10条 市長は、第3条の規定により登録票を交付したときは、「鳥獣飼養登録台帳(別紙第6号様式)」を整備し、登録の内容を記録するものとする。

2 市長は、鳥類の登録に係る登録票を交付したときは、「鳥類装着登録票管理簿(別紙第7号様式)」を整備し、登録の内容を記録するものとする。

3 市長は、第7条の規定による登録鳥獣の譲受等届出書を受領したときは、当該鳥獣に係る鳥獣飼養登録台帳(鳥類装着登録票管理簿を含む。以下「台帳」という。)を保管する地方公共団体に対し、当該台帳等の引渡しを求めるものとする。

4 第1項および第2項の規定は、第4条から前条までの登録に関する事項の記録について準用する。

(措置命令等)

第11条 市長は、法第22号第1項の規定に基づき、法第19条第1項の規定に違反して登録を受けないで狩猟鳥獣以外の鳥獣を飼養している者に対し、当該違反に係る鳥獣を解放することその他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 市長は、法第22条第2項の規定に基づき、登録を受けた者が法若しくは法に基づく命令の規定または法に基づく処分に違反した場合は、その登録を取り消すことができる。

(立入検査)

第12条 市長は、必要があると認める場合は、職員に法第75条第3項の規定に基づき必要な場所に立ち入らせ、登録を受けた者が所持する鳥獣を検査させるものとする。

2 市長は、前項の立入検査に従事する職員に対し、あらかじめ施行規則第77条に規定する身分証明書を交付するものとする。

## 附 則

1 この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

2 この要領は、平成11年4月23日から施行する。

- 3 この要領は、平成12年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成15年4月16日から施行する。
- 5 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 6 この要領は、平成19年4月16日から施行する。
- 7 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 8 この要領は、平成22年2月1日から施行する。
- 9 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 鳥類の飼養登録区分表

鳥の種類	登録の区分	鳥の種類	登録の区分	鳥の種類	登録の区分
エナガ キクイタダキ コヨシキリ セッカ ミソソザイ	A	マミジロキビタキ ミヤマシトド ミヤマホオジロ ムギマキ ムネアカタヒバリ メジロ	B	クサシギ クビワコウテンシ クロツグミ クロハラアジサシ コアオアシシギ コイカル コウミスズメ コオバシギ コバシチドリ コムクドリ コモンシギ サルハマシギ シベリアムクドリ	D
アオジ アカヒゲ アトリ イイジマムシクイ イナバヒタキ イワツバメ イワミセキレイ ウグイス エゾビタキ エゾムシクイ オオジュリン オオセッカ オオマシコ オオルリ オガワコマドリ オジロトウネン オジロビタキ カシラダカ カヤクグリ カラフトムシクイ カワラヒワ キアオジ キガシラセキレイ キセキレイ キビタキ キマユホオジロ キマユムシクイ キバシリ コガラ コサメビタキ カシアカツバメ ゴジュウカラ コジュリン コベニヒワ コホオアカ コルリ サバクヒタキ サメビタキ サンコウチョウ サンショウクイ シジュウカラ シベリアジュリン シマゴマ シマセンニュウ シマノジコ ショウドウツバメ ジョウビタキ シラガホオジロ シロハラホオジロ スグロチャキンチョウ セジロタヒバリ センダイムシクイ タヒバリ ツメナガセキレイ ツメナガホオジロ ツバメ ツリスガラ トウネン ノジコ ノビタキ ハシグロヒタキ ハシブトガラ ヒガラ ヒゲガラ ヒメコウテンシ ビンズイ ベニヒワ ベニマシコ ホオアカ ホオジロ マキノセンニュウ マヒワ	B	アカエリヒレアシシギ アカマシコ アサクラサンショウクイ アシナガウミツバメ アリスイ イスカ イソシギ イワヒバリ ウソ エゾセンニュウ オオヨシキリ カワセミ キガシラシトド キリアイ キレンジャク ギンザンマシコ クロコシジロウミツバメ クロジ コアカゲラ コアジサシ コゲラ コシギ コシジロウミツバメ コチドリ コマドリ ゴマフスズメ コマミジロタヒバリ シマアオジ シマクイナ シメ シロアジサシ シロガシラ シロチドリ セグロセキレイ ナキイスカ ノゴマ ハイイロウミツバメ ハギマシコ ハクセキレイ ハシブトオオヨシキリ ハジロコチドリ ハチクイ ハマシギ ハマヒバリ ヒバリシギ ヒメウズラシギ ヒメクロウミツバメ ミュビシキ ヒバリ ヒレンジャク ヘラシギ メグロ ヤマガラ ユキホオジロ	C	ソリハシシギ タカブシギ チゴモズ ツグミ ノグチゲラ ノドグロツグミ ハイイロヒレアシシギ ハシグロクロハラアジサシ ハジロクロハラアジサシ ヒメアマツバメ ヒメイソヒヨ ヒメクイナ マミジロタヒバリ マミチャジナイ ミュビゲラ メダイチドリ モズ モリツバメ ヤツガシラ ワキアカツグミ	E
		アカハラ アカモズ アメリカウズラシギ イカル イカルチドリ ウズラシギ オオメダイチドリ オオモズ カラアカハラ カラムクドリ	D	アオゲラ アカアシシギ アカゲラ アカッコ アカショウビン アカハラダカ アジサシ アナドリ アマツバメ イソヒヨドリ エトロフウミスズメ エリグロアジサシ エリマキシギ(雌) オーストンウミツバメ オオアカゲラ オオアジサシ オオカラモズ オオチドリ オオハシシギ オナガ オバシギ カケス カッコウ カワガラス キアシシギ キョウジョシギ クロウミツバメ コウライウグイス コシジロアジサシ コムズナギドリ ジュウイチ シラヒゲウミスズメ シロハラ シロハラミズナギドリ セグロミズナギドリ ダイゼン タマシギ チゴハヤブサ ツバメチドリ ツミ(雄) ツルシギ トラツグミ ノハラツグミ ハリオアマツバメ	

鳥の種類	登録の区分	鳥の種類	登録の区分	鳥の種類	登録の区分
ハリオシギ ヒクイナ ヒメクロアジサシ ヒメシロハラミズナギドリ ベニアジサシ ベニバト ホトドギス マダラウミスズメ マミジロ ミフウズラ ムナグロ メリケンキアシシギ ヤイロチョウ ヤマゲラ ヤマショウビン ヨタカ	E	ヤマセミ ユリカモメ ヨシゴイ リュウキュウヨシゴイ ルイカケス	F	オオホシハジロ カツオドリ カナダヅル カワアイサ カンムリカイツブリ カンムリツクシガモ カンムリワシ クロツラヘラサギ クロトキ ケワタガモ コアホウドリ コケワタガモ サシバ シロハヤブサ ダイサギ チシマウガラス ツクシガモ トビ ナベツル ノスリ ハシブトウミガラス ハチクマ ヒメノガン ビロードキンクロ フクロウ ヘラサギ ホオジロガモ ムラサキサギ メジロガモ リュウキュウガモ ワシカモメ ワタリガラス	H
アオアシシギ アオシギ アカオネツタイチョウ アマミヤマシギ ウミオウム ウミスズメ エリマキシギ (雄) オオキアシシギ オオクイナ オオジシギ オオシロハラミズナギドリ オオソリハシシギ オオヨシゴイ オグロシギ オニアジサシ カイツブリ カササギ カモメ カラフトアオアシシギ カンムリウミスズメ キンバト クイナ クビワカモメ クマゲラ クロアジサシ ケリ コクマルガラス コシャクシギ コチョウゲンボウ コノハズク シベリアオオハシシギ シマアジ シラオネツタイチョウ シラコバト シロハラチュウシャクシギ シロハラトウゾクカモメ ズグロカモメ セイタカシギ セグロアジサシ ゾウゲカモメ ソリハシセイタカシギ タゲリ チュウジシギ チュウシャクシギ チョウゲンボウ ツツドリ ツミ (雌) トモエガモ ナンヨウマミジロアジサシ ハイイロアジサシ ハイタカ ハシブトアジサシ ハジロミズナギドリ ハイモモチュウシャク ヒメチョウゲンボウ ヒメハジロ ブッポウソウ ホシガラス マミジロアジサシ ミコアイサ ミツユビカモメ	F	アオバズク アオバト アカアシミズナギドリ アカガシラサギ アマサギ アメリカヒドリ ウトウ ウミネコ ウミバト エトピリカ オオコノハズク オオトウゾクカモメ オオバン オオミズナギドリ オオヨシガモ オシドリ オナガミズナギドリ カラシラサギ カラスバト キンメフクロウ クロサギ クロトウゾクカモメ ケアシノスリ ケイマフリ コオリガモ コグンカンドリ コサギ コミミズク サケイ ササゴイ サンカノゴイ シノリガモ シロカモメ シロハラクイナ ズアカアオバト ズグロミズゴイ セグロカモメ ダイシャクシギ チュウサギ チュウヒ ツノメドリ ツルクイナ トウゾクカモメ トラフズク ハイイロチュウヒ ハイイロミズナギドリ ハシボソミズナギドリ ハジロカイツブリ ハヤブサ フルマカモメ ホウロクシギ マダラチュウヒ ミズゴイ ミミカイツブリ ミヤコドリ ライチョウ レンカク	G	アカツクシガモ アビ アホウドリ オオハム カタシロワシ カラフトワシ カリガネ クマタカ クロアシアホウドリ クロヅル コウノトリ コクガン サカツラガン シジュウカラガン シロエリオオハム ソデグロヅル タンチョウ ナベコウ ノガン (雌) ハイイロガン ハクガン ハシジロアビ ヒシクイ ヒメウ マガン マナヅル ミカドガン ミサゴ	I
		アオサギ アオツラカツオドリ アカアシカツオドリ アカエリカイツブリ アカハシハジロ アカハジロ アネハヅル アラナミキンクロ ウミアイサ ウミガラス オオグンカンドリ オオセグロカモメ オオタカ オオノスリ	H	イヌワシ ウミウ オオワシ オジロワシ コハクチョウ シマフクロウ シロフクロウ ノガン (雄) ワシミミズク	J
				オオハクチョウ クロハゲワシ コブハクチョウ ハイイロペリカン	K

別表第2

市町村コード表

支庁	市町村	コード
石狩	札幌市	011002
	江別市	012173
	千歳市	012246
	恵庭市	012319
	北広島市	012343
	石狩市	012351
	当別町	013030
	新篠津村	013048
渡島	函館市	012025
	北斗市	012360
	松前町	013315
	福島町	013323
	知内町	013331
	木古内町	013340
	七飯町	013374
	鹿部町	013439
	森町	013455
	八雲町	013463
	長万部町	013471
	檜山	江差町
上ノ国町		013625
厚沢部町		013633
乙部町		013641
奥尻町		013676
今金町		013706
せたな町	013714	
後志	小樽市	012033
	島牧村	013919
	寿都町	013927
	黒松内町	013935
	蘭越町	013943
	ニセコ町	013951
	真狩村	013960
	留寿都村	013978
	喜茂別町	013986
	京極町	013994
	倶知安町	014001
	共和町	014010
	岩内町	014028
	泊村	014036
	神恵内村	014044
	積丹町	014052
	古平町	014061
仁木町	014079	
余市町	014087	
赤井川村	014095	
空知	夕張市	012092
	岩見沢市	012106
	美瑛市	012157
	芦別市	012165
	赤平市	012181
	三笠市	012220
	滝川市	012254
	砂川市	012262
	歌志内市	012271
	深川市	012289
	南幌町	014231
	奈井江町	014249
	上砂川町	014257
	由仁町	014273
	長沼町	014281
	栗山町	014290
	月形町	014303
	浦臼町	014311
	新十津川町	014320
	妹背牛町	014338
	秩父別町	014346
雨竜町	014362	
北竜町	014371	
沼田町	014389	
幌加内町	014397	

支庁	市町村	コード
上川	旭川市	012041
	士別市	012203
	名寄市	012211
	富良野市	012297
	鷹栖町	014524
	東神楽町	014532
	当麻町	014541
	比布町	014559
	愛別町	014567
	上川町	014575
	東川町	014583
	美瑛町	014591
	上富良野町	014605
	中富良野町	014613
	南富良野町	014621
	占冠村	014630
	和寒町	014648
	剣淵町	014656
	下川町	014681
	美深町	014699
音威子府村	014702	
中川町	014711	
留萌	留萌市	012122
	増毛町	014818
	小平町	014826
	苫前町	014834
	羽幌町	014842
	初山別村	014851
	遠別町	014869
	天塩町	014877
幌延町	014885	
宗谷	稚内市	012149
	猿払村	015113
	浜頓別町	015121
	中頓別町	015130
	枝幸町	015148
	豊富町	015164
	礼文町	015172
	利尻町	015181
利尻富士町	015199	
網走	北見市	012084
	網走市	012114
	紋別市	012190
	美幌町	015431
	津別町	015440
	斜里町	015458
	清里町	015466
	小清水町	015474
	訓子府町	015491
	置戸町	015504
	佐呂間町	015521
	遠軽町	015555
	上湧別町	015580
	湧別町	015598
滝上町	015601	
興部町	015610	
西興部村	015628	
雄武町	015636	
大空町	015644	
胆振	室蘭市	012050
	苫小牧市	012131
	登別市	012301
	伊達市	012335
	豊浦町	015717
	壮瞥町	015750
	白老町	015784
	厚真町	015814
	洞爺湖町	015849
	安平町	015857
	むかわ町	015865

支庁	市町村	コード
日高	日高町	016012
	平取町	016021
	新冠町	016047
	浦河町	016071
	様似町	016080
	えりも町	016098
新ひだか町	016101	
十勝	帯広市	012076
	音更町	016314
	士幌町	016322
	上士幌町	016331
	鹿追町	016349
	新得町	016357
	清水町	016365
	芽室町	016373
	中札内村	016381
	更別村	016390
	大樹町	016411
	広尾町	016420
	幕別町	016438
	池田町	016446
豊頃町	016454	
本別町	016462	
足寄町	016471	
陸別町	016489	
浦幌町	016497	
釧路	釧路市	012068
	釧路町	016616
	厚岸町	016624
	浜中町	016632
	標茶町	016641
	弟子屈町	016659
鶴居村	016675	
白糠町	016683	
根室	根室市	012238
	別海町	016918
	中標津町	016926
	標津町	016934
羅臼町	016942	



(別紙第1号様式)

## 鳥獣飼養登録申請書

年 月 日

函館市長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり鳥獣の飼養の登録を申請します。

### 記

飼養する鳥獣 の捕獲の許可	許可証番号	第 号			
	許可有効期限	年 月 日			
飼養する鳥獣の種類 および羽（頭）数	種 類	羽（頭）数		計	備 考
		オス	メス		
飼養する鳥獣の入手方法					
飼養の目的					
現在飼養している鳥獣の数 （種類別，雌雄別）					
備 考					

注1 申請者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称および代表者名を記載すること。

(別紙第2号様式)

鳥 獣 飼 養 登 録 更 新 申 請 書

年 月 日

函館市長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第19条第5項の規定に基づき、次のとおり鳥獣の飼養登録の有効期間の更新を申請します。

記

現に受けている 登録票の番号等	登録番号	第 号				
	登録年月日	年 月 日				
登録を更新しようとする飼養 鳥獣の種類および羽（頭）数	種 類	羽（頭）数		計	備 考	
		オス	メス			
備 考						

- 注1 申請者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称および代表者名を記載すること。  
2 現に受けている登録票を添付すること。

(別紙第3号様式)

再交付申請書・住所等変更届出書・亡失届出書

年 月 日

函館市長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

再交付申請

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第20条第4項の規定に基づき、次のとおり鳥獣飼養登録票の再交付を申請します。

住所等変更届出

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第20条第5項の規定に基づき、次のとおり〔住所・氏名〕の変更を届け出ます。

亡失届出

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第20条第6項の規定に基づき、次のとおり鳥獣飼養登録票の亡失を届け出ます。

記

登録票の番号		
登録票交付年月日		
変更・亡失（滅失） 年月日		
住所変更	旧	
	新	
(フリガナ) 氏名変更	旧	
	新	
変更・亡失（滅失） ・再交付の事由		
備 考		

- 注1 申請者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称および代表者名を記載すること。  
2 不要な文字は抹消し、該当項目の□にレ印を付すこと。  
3 住所又は氏名の変更届出の場合は、その変更が確認できる書類（住民票、運転免許証の写し等）を添付するか、又は届出書提出時に提示すること。

(別紙第4号様式)

登録鳥獣の譲受等届出書

年 月 日

函館市長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第20条第3項の規定に基づき、次のとおり登録鳥獣の〔譲受け・引受け〕を届け出ます。

記

譲受け又は引受け鳥獣の登録票の番号等	登録番号	第 号			
	登録年月日	年 月 日			
譲渡したまたは引渡しをした者	住 所				
	電話番号				
	(フリガナ)				
	氏 名				
飼養する鳥獣の種類および羽(頭)数	種 類	羽(頭)数		計	備 考
		オス	メス		
譲受けまたは引受け年月日		年 月 日			

注1 不要な文字は抹消すること。

2 申請者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称および代表者名を記載すること。

(別紙第5号様式)

鳥 獣 飼 養 登 録 者 死 亡 等 届 出 書

年 月 日

函館市長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

鳥獣の飼養登録票を交付された次の者が、 年 月 日に死亡（失踪）したので、  
届け出ます。

記

死亡（失踪）した者	住 所 電話番号	
	(フリガナ) 氏 名	

- 注1 申請者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称および代表者名を記載すること。  
2 登録票を添付すること。



(別紙第7号様式)

鳥類装着登録表管理簿（区分）

装着登録表 番 号	受 入 年 月 日	使 用 年 月 日	交付の有無 有 無	鳥獣飼養登録 台 帳 番 号	鳥 の 種 類	装着時の申請者の氏名(名称)	返納	転出	亡失	返納・転出・ 亡失の年月日	備 考
	・ ・	・ ・	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・ ・	・ ・	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・ ・	・ ・	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・ ・	・ ・	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・ ・	・ ・	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・ ・	・ ・	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・ ・	・ ・	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・ ・	・ ・	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・ ・	・ ・	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・ ・	・ ・	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	・ ・	・ ・	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

- (注) 1 装着登録票の区分ごとに別葉とすること。  
2 該当する□にレ印を記入すること。  
3 この様式の大きさは、日本産業規格A4とする。